

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成18年7月18日

京都市長 榎本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

株式会社 島津製作所
代表取締役 服部 重彦
京都市中京区西ノ京桑原町1番地

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイヤモンドシティ・ハナ
京都市右京区西院追分町25-1, 25-2

(2) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社 クリア 代表取締役 岡田博文 愛知県刈谷市末広町1丁目 15-20	株式会社 オンデーズ 代表取締役 森部好樹 東京都豊島区西池袋1-15- 7 ベルビル2F
	株式会社 サラブランド 代表取締役 高木忠晴 東京都目黒区駒場4丁目7番4	株式会社 キャビン 代表取締役 吉江謙二 東京都渋谷区代々木4-62- 17
	他11	他12

(3) 変更の年月日

平成18年6月30日

3 届出年月日

平成18年6月30日

4 縦覧場所，期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成18年7月18日（火）から平成18年11月20日（月）まで（日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成18年11月20日（月）

（産業観光局商工部商業振興課）